

条例の総則のたたき台（修正）

総 則

1. 目的

この条例は、美幌町のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、町民、議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、安心して住むよるこびが実感できる美幌町を創るための基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

【解説・考え方】

地方分権一括法が平成12年4月に施行され、~~それまでの国→都道府県→市町村という上下主従~~
①国と地方はそれまでの上下主従の関係から、
~~の関係から、三者は対等・協力の関係へと変化しました。~~地方分権一括法施行後は、自治体は自己の考え方、判断によりまちづくりを行わなければならなくなりました。つまり、自己決定・自己責任が求められているのです。

また、これからも厳しい財政状況が続く一方、少子高齢化の時代を迎え、自治体の課題は今後益々増加し多様化することが予想されます。限られた財源をどう有効に活用するか、住民の合意を形成する自治体の運営と政策活動のルールづくりが必要となります。

これからは、~~地域の課題は町民自らが主体となって解決し、自らが解決することのできないこと~~
②地域の課題は町民自らが主体となって解決することを基本とし、その一部を議会や
~~は、議会や町長に信託して解決を図る。~~「町民主体の自治」を実現することが必要です。
町長に信託して解決を図る、③

このため、~~町民主体の自治を実現するために~~基本となる理念や原則を定め、それに基づきまちづくりを進めていく上で基本となる事項や制度、そして、町民、議会そして行政がどのような役割を分担し責務を負っているかを明らかにしようとするものです。

【町民会議では】

町民会議では、基本理念・基本原則を定めること、町民・議会・行政の役割や責務を明らかにすること、美幌町をつくるための基本的な事項・制度を定めること、町民主体の自治の確立について意見が出されました。

さらに、表現を「自治」とするか「まちづくり」とするかが議論になりました。その中で、町民自らが課題を解決する地域社会の領域と、町民自ら課題を解決できない領域を議会や行政に信託しているという考え方の認識を深めるとともに、町民自らが主体となって課題解決に向かって取り組んでいくことの重要性を認識しました。

※「自治」「まちづくり」のいずれとするか、「主体」「主権」「主役」のいずれとするかは、今後引き続き協議を進めることとします。

<当初案からの修正点>

- ①「国」と「地方」と表現した方がわかりやすいため、上記の表現に修正しました。
- ②「自ら解決することのできないこと」という表現は適切ではなく、上記の表現に修正しました。
- ③「このため、町民主体の自治を実現するため」と「ため」が重複していたので、削除しました。

2. 用語の定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 町 民 町内に住所を有する人、町内で働き、学び、事業活動その他の活動を営む人、法人若しくは団体をいいます。
- (2) 行 政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 町民、議会及び行政が、それぞれの役割と責任に基づき、お互いを尊重し、協力しあいながら、~~町民が主体となった自治を創る活動~~をいいます。
①自治を創る公共的な活動
- (4) 協 働 町民、議会及び行政が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って~~協力すること~~をいいます。
②協力し活動すること

【解説・考え方】

- ・この条例の中で、この用語はこのような意味で使います、ということを明らかにします。
- ・「町民」とは、地方自治法に定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で事業活動やその他の活動など、様々な活動を行っている個人、法人、団体をいいます。
「町民」の範囲をこのように広く定義することにより、美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力をまちづくりに活かすことができます。
- ・町長には、公営企業（水道事業、病院事業）を含みます。
- ・「まちづくり」は、目的で定めた「町民主体の自治」を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任に基づき、お互いを尊重し、協力しあいながら~~自治を創る活動~~をいいます。
①自治を創る公共的な活動
- ・「協働」とは、町民と議会、行政とが、安心して住むよこびを実感できる美幌町を創るため、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、~~町政に協力していくこ~~
②協力し活動すること
とをいいます。

【町民会議では】

「町民」をどこまでの範囲とするかが議論されました。美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力をまちづくりに活かすためにも、「町民」の範囲を広く規定することとしました。

また、「まちづくり」の意味についても議論されました。「まちづくり」という言葉は、馴染みやすい、柔らかい、これから皆で作りに上げていくという印象を与えます。しかし、抽象的な表現で、人によって受け取り方に差が生じることを懸念する意見も出されたことから、明確に定義することとしました。

さらに、町民が地域の課題を互いに協力しながら自分たちで解決する「共助」の領域と、議会や行政が課題を解決する「公助」の領域を「まちづくり」としました。

<当初案からの修正点>

- ①まちづくりには、公共的な領域と私的な領域があり、本条例の対象は公共的な領域であることから、上記の表現にしました。また、条例本文では「町民」という主語が2つあることから「町民が主体となった」を削除しました。
- ②解説・考え方中の「町政に協力」することが協働という表現は適切ではなく、条例本文と共に「協力し活動すること」としました。

3. 基本理念

町民、議会及び行政は、美幌町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指します。

(1) 町民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、~~地域社会における自治の~~
①まちづくりの一部を

部を議会及び行政に信託していること。

(2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的にかかわること。

(3) 議会及び行政は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

【解説・考え方】

主権者である町民を主体としてまちづくりを行うに当たり、本来は町民が自ら課題を解決することが基本であり、~~解決できない課題を議会や行政に一部信託していること、それこそが「住民自治」~~

②その一部を議会や行政に信託していること、

であることを、町民、議会及び行政は改めて認識する必要があります。

そして、町民はその信託した部分についても、町政に参加し、監視するなど、自らの意思を自治体運営に反映させることが求められます。

また、これまで国や道に頼りがちであった市町村も、地方分権の流れの中で「自己決定・自己責任」の原則の下、自主自立の運営が必要となっています。これからは、受身であったり、一方的に頼るのではなく、町民が自主的に支え合い、町が自立することが必要です。~~人（個人）~~が自立し、

③町民

地域経済が自立し、行政も自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になります。

【町民会議では】

住民自治の確立、町政に町民が主体的にかかわること、町民の信託による町政運営、自治体としての自立の確保など、自治体や自治の根幹に関することが意見として出されました。

また、町民憲章の尊重や、環境への配慮、住みよいしあわせを感じるまちなど、地域社会に関することも意見として出されました。

なお、前文で基本理念について記載すれば、条文で規定する必要はないのではないかとの意見もありました。

<当初案からの修正点>

①次の基本原則の(1)の「まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します」という表現とあわせました。

②「解決できない課題を」という表現が適切でないことから、上記のように修正しました。

③個人のことを記載することは適切でないことから、「町民」としました。

4. 基本原則

- 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、まちづくりを推進するものとします。
- (1) 町民主体の原則 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。
 - (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報を共有します。
 - (3) 参加の原則 まちづくりは、町民の参加の下に行われることを基本とします。
 - (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働してまちづくりを行います。

【解説・考え方】

町民、議会及び行政が、まちづくりを推進していくうえでの基本原則を定めています。

「町民主体の原則」は、まちづくりを推進していくうえで最も基本となるものです。町民はまち

①

づくりの一部(自分たちでは解決できない課題など)を議会や行政に信託しているものの、まちづくりの主体はあくまで町民です。その原則を活かすためにも、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」は必須のものであり、まちづくりを進めていくうえでの原則と考えます。

【町民会議では】

「情報共有」「参加」「協働」の原則が必要であるとの意見が多く出され、さらに「町民主体の原則」を加えることにより、これら3つの原則の必要性がより明らかとなるという意見が出されました。

一方で、参加や協働しないことにより不利益を受けることのないよう配慮が必要ではないかとの意見も出されました。

<当初案からの修正点>

- ①「自分たちでは解決できない」という表現が適切ではないことから、削除しました。